

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

平成31年（ワ）第3465号 国家賠償請求事件

原 告 大江千東外9名

被 告 国

原告ら第15準備書面

(スティグマ書面)

2020（令和2）年11月24日

東京地方裁判所 民事第16部乙合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真希子

ほか27名

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

第1 はじめに

本訴訟では、原告らは同性間に婚姻を認めない現行規定が憲法24条1項、同条2項、憲法14条に反することを主張している。

いずれの主張も、望む相手と親密な関係を築き、それが婚姻という制度により社会的に公示・認知されることは人の人格の核心に関わる重要な事柄であり、「個人の尊厳」（憲法13条）に立脚するものであることを基軸とする。

そして、そのような個人の人格の核心であり、社会生活上重要な権利利益と結びつく婚姻制度を利用することが出来るか否かは、そのパートナー同士の関係が社会上承認されるものであるか否かに結びつくものである。

同性同士に婚姻を認めない現行規定は、同性間の関係が社会的に認められないもの、差別されるべきものであるとの意識を生み出している。このような社会においては、法的にも認められている異性同士の関係こそが正常であり、同性愛者は異常であってその関係は異性間の関係に劣後するものという強烈な差別意識が生み出され、空気のように充満する。同性愛者は、自身の性的指向を認識したそのときからそのような差別的空気（スティグマ）に曝され、学校や職場、ときには家庭の中でも差別を避けるべく自分を偽りながら生きていくことを強いられるのである。

このような社会の中で、同性を好きになり、同性のパートナーとともに生きていくことは、社会から拒絶される、あるいは、歓迎されないという現実を突きつけられることを意味する。同性愛者は、他者を好きになり、他者と共に生きていくという、人として極めて根源的な欲求及び行動の点で社会から受け入れられないというメッセージを受け続けてきたのである。

そのような社会の仕組み・空気を生み出している現行規定は、原告らの「個人の尊厳」（憲法13条）を明確にかつ深刻に侵害し、上記のとおり憲法24条1項、同2項、憲法14条1項に反する。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

以下、第2において、彼らの生活実態は決して異質なものではなく、婚姻関係にある異性愛者カップルとなんら変わりの無いものであることを述べる。その上で、第3において、同性カップルに婚姻を認めない日本の法制度が社会に対して同性愛者は認められない存在であるとのメッセージを発信しており、そのことにより醸成された差別意識・無理解の下で、原告らを含めた同性愛者がいかなる不利益を受けてきたか、差別・偏見に曝されてきたのかを述べる。

第2 原告らが現在法律婚が認められている異性カップルと同様の生活実態を築いていること

1 法律婚が親密な関係を基礎に生活を共にしようとする者に対し法的・社会的承認を与えるものであること

法律婚が、人と人との永続性ある共同生活について法律が要件と効果を定めて承認・公証する仕組みであること、憲法も法律婚の存在を予定し（憲法24条1項、同2項）、「親密な関係を基礎とする共同生活」という婚姻の特性に応じて様々な法的・経済的利益を付与していることは訴状第5において述べたとおりである。

そして、婚姻の自由は、望む相手と望む時に法律婚を成すという個人の自己決定にも基づくものであり、個人の尊厳（憲法13条）をその基礎に置くものであって性的指向の差異によって奪われるものではない。

下記に述べるように、原告らを含めた同性カップルは婚姻している異性カップルとその生活実態において何ら変わりはない。そうであれば、法律婚が親密な関係を基礎に生活を共にしようとする者に対し法的・社会的承認を与える制度であることに鑑み、同性カップルに法律婚を認めない理由はない。

2 原告らの生活実態について

原告らの生活実態については既に各人らの意見陳述書ないし陳述書において述べているが、改めて本準備書面において主張として引用する。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

(1) 原告ただしについて

ア （原告かつと遠恋の頃）私たちは、毎日毎日、朝起きたら「おはよう」。お昼には、「何を食べた？」とか、家に帰ったら「ただいま」「お帰りなさい」と、一日も欠かすことなくLINEで会話を重ねました。家に帰ってくると、実際にはかつがいなくても、「お帰りなさい」の温かさを感じることができました。（原告ただし陳述書（甲E2号証）15頁）

イ 私たちの毎日は、朝はかつが洗濯をして干してくれて、私が朝ごはんを作ります。朝ごはんは、その日によって違いますが例えば、魚の干物、冷奴、お浸し、味噌汁に土鍋で炊いたご飯です。時々私が仕事で遅く帰ってきた日の翌日や、眠れなかった日は、かつが下のコンビニでパンを買ってきてくれます。だいたいかつが先に出かけてゆくので、玄関でキスをした後に、廊下の窓から私が手を振りながらかつを見送ります（原告ただし陳述書（甲E2号証）17頁）。

ウ 仕事が早く終われば、私が買い物をして帰り、晩ごはんを作ります。二人で今日あった仕事場での出来事なんかを話しながらゆっくりと食事をします。かつはテレビが好きなので、食事中もiPadでアニメをつけていたようですが、私はテレビが嫌いなので家にテレビはありませんが、食事の時はせめてiPadは消して欲しいと思っています。（同上）

エ 週末には、二人でよく青山や原宿、新宿御苑に散歩に出かけたり、映画を見に行きます。映画を見た後は、外食をして、新宿2丁目の友人たちが集まるバーに飲みに行き終電で帰ることもあります。（原告ただし陳述書（甲E2号証）18頁）

オ 私は、クリエイティブのアイデアを出し、表現に定着させるのが仕事ですが、少し繊細な性格もあり、時々眠れない夜もありますし、なかなか良いアイデアが浮かばず不安になることがあります。そんな時に、隣でアニメを見ている呑気なかつと一緒にいることで、家族の温かさを感じるこ

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

ができ、勇気や元気をもらうことができます。（原告ただし陳述書（甲E 2号証）19頁）

(2) 原告かつについて

ア 私は長年勤務した九州の病院を退職し、東京に引っ越しをしました。2016年3月終わりのことです。引っ越し先は、東京都内のただしが賃借しているマンションです。大家さんが同じマンションに住んでいるので引っ越しの際に二人で挨拶に行きました。大家さんは70歳前後の女性ですが、二人で挨拶に行った際に、嫌な反応をされることはありませんでした。（原告かつ陳述書（甲E 3号証）12頁）

イ 家計については、私からただしに対して毎月一定の金額を生活費として渡しているほか、家賃や公共料金などは、ただしの方で支払っています。共通口座のようなものは作っておらず、その意味では収入管理は別々に行っている状況です。（同上）

ウ 家事については、まず朝夕の食事は、ただしが作ります。食材の購入もただしがやってくれますし、食器洗いもただしが担当です。私は、ただしがやらない水回りの掃除をやるほか、掃除全般を担当します。洗濯については、時間がある方がやる感じで、おおむね折半して担当していることになるかと思います。ゴミ出しについてはただしが出勤時にやってくれます。（同上）

エ 自宅では、音楽をかけたり、iPadでニュースやネットフリックスを見たりして食事をします。食事のあとは、ソファでくつろいで、9時半くらいにはシャワーを浴びてベッドに入ってしまう。ただしはそのまま10時くらいには眠ってしまうことが多いですが、私はスマホをしばらく見たりします（原告かつ陳述書（甲E 3号証）13頁）。

オ 休日は、朝か昼に映画館で映画を一緒にみて、そのあとはランチを外で食べたりします。二人とも映画が好きで、東京にいれば毎週のように映画

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

館に行っています。その後、土曜日などは、さらに夕食を外で食べてからバーに行ってお酒を飲んだりもしますが、終電前には帰るようにしています。（同上）

カ ただしに対して、日常生活の中で多少いらっとしたりすることはあるものの、喧嘩という喧嘩はほとんどしません。

ごく些細なことですが、ただしは、風呂場のシャワーの締め方がいつも緩くて、水がポタポタ落ちているままにしていることが多く、そのことを私が何度も注意しても直らなかつたりするので、そういうときは多少いらっとしたりもします。（原告かつ陳述書（甲E3号証）13～14頁）

キ 総じて、ただしと一緒にいるのは私にとって自然なことであり、安心を感じられます。二人きりで一緒にいる時間が多いですが、窮屈さを感じることもありません。年上ということもあって、私を引っ張ってくれるし、また守ってくれるという感じがあります。（原告かつ陳述書（甲E3号証）14頁）

(3) 原告大江について

ア 小川さんとは、毎月開催された交流会でお茶をしたり、高尾山に登ったりするようになり、そのうちに、小川さんからプライベートな悩みの相談を受けるような親しい間柄となりました。二人とも鳥が好きなことが分かり、さらに仲を深め、1992年頃から交際を始めました。もともと、当時、私は、派遣で働きながら祖母を介護していましたので、2か月に1回程度、二人で食事をするような交際でした。（原告大江陳述書（甲C3号証）5頁）

イ 小川さんと相談し、3泊4日の北海道旅行に行くこととし、レンタカーで道央を回りました。この北海道旅行がとても楽しかったので、私は、この人であればずっとうまくやっていけるだろうと思いました。（原告大江陳述書（甲C3号証）5頁）

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

ウ 小川さんとの生活については、当初は、生活費も家事も何でも折半でやろうとしていましたが、うまくいかなかったためやめました。生活費はお金があるほうが払えばよい、それぞれ得意な家事と不得意な家事があるので、無理に不得意な家事をやらず、それぞれが得意とする家事をやればよいという考えになりました。（原告大江陳述書（甲C3号証）6頁）

エ 日々の生活はいいことばかりではないですが、小川さんとは「一蓮托生」だと言って、「困難なことにも一緒に立ち向かっていこう」と話しています。困難に直面した時に支え合えることが本当に肝心なことだと思います。社会生活や、仕事、活動の様々な場面で、同性愛者であるがゆえに無力感や絶望を感じることもたくさんありますが、「何があってもパートナーは自分を裏切らずに味方でいてくれる」と思えることが、自分にとって何よりもエンパワーメントになっています。お互いに、辛い時にこそ、2人のさりげない当たり前の日常を大事にするよう心がけています。動物の世話をしたり、ちょっとした料理を「美味しいね」と言いながら食べたり、お笑い番組を見てゲラゲラ笑ったりする時間を意識的に大事にしています。最近は寒くなってきたので鍋を作ったり、栗ご飯など季節のものを作ったりしています（原告大江陳述書（甲C3号証6から7頁））。

(4) 原告小川について

ア （2人のなれそめについて）次第に、私の困りごとについて相談に乗ってもらったり、お互いに鳥が好きだということがわかったりして、意気投合していきました。大江は、私にとって自分の気持ちを隠さないで話せる大事な相手になりました。（原告小川陳述書（甲C4号証）6頁）

イ 大江と共同生活を開始した当初は、対等な関係を築くためと考え、家計も家事もなんでも折半してきましたが、それではうまくいかないことがすぐに分かり、今はお互いに得意なことをやってバランスをとっています。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

私は、もともと部屋をきれいにしておきたい性格なのですが、大江と一緒に鳥を飼って、餌のカスが床に落ちるのにも慣れていきました。（原告小川陳述書（甲C4号証）6頁）

ウ 大江の高校時代の友人と私も仲良くしており、猫の世話などについて相談をしたり、3人でライブに行ったりしています（原告小川陳述書（甲C4号証）6頁）。

(5) 原告ティナについて

ア （ドイツにて）結婚する前から一緒に住んでいましたし、パートナーシップも結んでいましたので結婚して私たちの生活が大きく変わったということはありませんでした。ただ、結婚して大きく変わったことがあります。それは、結婚する前は、「結婚している？」という質問に対して「パートナーがいる」と答えていたのですが、ドイツで結婚してからは「結婚している」と答えるようになったことです。つまり、「周りに対して」の説明が変わりました。「結婚した」と言えるようになったことも嬉しかったし、周りにも「ふうふ」として認められた気がしました（原告ティナ（甲G6号証）陳述書5頁）。

イ （日本で暮らし始めてから）私の学校に対しても緊急連絡先として愛さんの連絡先を伝えていましたし、働いていたときも同じでした。学校に提出する保証人の書類なども「続柄 家族」として愛さんに出してもらってました（原告ティナ陳述書（甲G6号証）5頁）。

ウ 愛さん名義の2LDKのマンションに私たち2人と犬1匹、猫2匹で住んでいました。マンション入り口の集合郵便受けには「B a u m a n 中島」と2人の苗字を並べて出していました。

愛さんは、家事もやってくれていました。私も猫の世話や洗濯などを手伝っていました。クリスマスやお正月は、愛さんと愛さんのお母さんと私と一緒に食事をしたり、愛さんと一緒に墓参りに行ったり、友達とパーテ

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

イーをしたりして過ごしていました（原告ティナ陳述書（甲G 6号証）6頁）。

(6) 原告佐藤について

ア 家計のことは、出せる方が出すくらいの感覚でいます。それでも最初の頃は金銭の感覚に違いがあったので、すり合わせをすることもありました。今はお互いに相手を尊重して、トラブルはなくなりました。家事については、僕が料理、パートナーが掃除と洗濯です。しかし分担は緩い取り決めなので、できない時にはお互いが助け合うし、できなかったことを責めたりしないので、とても円満です（原告佐藤陳述書（甲F 5号証）5頁）。

イ 普段、夕飯は一緒にすることが多いです。どこかで待ち合わせて、スーパーで買いものをしたり、時間がないときは、外食をしたり、惣菜を買って済ませることもあります（同上）。

ウ 2006年に、よしの名義で、よしがローンを組んで、今住んでいるマンションを購入しました。ローンはよしが返済し、修繕積立、管理費、光熱費は私が負担しています。（同上）

エ 私たちは、年4～5回、一緒に旅行をします。また、二人で一緒にユーマインのコンサートに行ったり、映画を見に行ったりもします（同上）。

(7) 原告よしについて

ア 私が、いくさんと付き合ってからもう16年が経ちますが、私といくさんの関係は、自分の両親の姿を見て羨ましいと感じた、愛する人との生活そのものだと感じています。家事はいくさんと分担して、いくさんが料理、私が掃除と洗濯をしています。夕飯はいくさんと一緒に自宅でとることが多いのですが、2人で待ち合わせをし、一緒にスーパーで買い物をして自宅でご飯を食べたり、外食をしたりしています（原告よし陳述書（甲F 6号証）5頁）。

イ スーパーで買って来た決して高いとは言えないお酒を、いくさんと2人、

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

自宅で飲むことも私にとっては大きな楽しみの一つになっています。小さなことかもしれませんが、いくさんと一緒にご飯を食べたり、お酒を飲んだりするというような日常の何気ない1つ1つのことが、とても幸せなのです（同上）。

(8) 原告西川について

ア 5人家族となって、どうだったかと問われれば、ごく「普通」としか言いようのない生活でした。子どもたちの世話をし、仕事をして、家事をしての繰り返しです（原告西川陳述書（甲D3号証）20頁）。

イ 休日に、5人でよくピクニックに行きました。日差しの中で、愛する「妻子」を眺めると、自分が家族を持てたことが、信じられない思いでした。幸せな気持ちが溢れ出し、自然に笑みがこぼれてきます（同上）。

ウ 「結婚式」後は、私と小野、子どもたちに対する周囲の対応に嬉しい変化がありました。友人たちや、両親、きょうだいたちが、私たちを完全に「家族」として扱ってくれるようになったのです（原告西川陳述書（甲D3号証）24頁）。

(9) 原告小野について

ア 西川と暮らすようになってから15年の年月がたちましたが、互いを思いやって暮らしてきたと思います。男女の夫婦と同じように、朝はどちらかが出かけるときは玄関で見送り、食べ盛り、育ち盛りの子ども達のご飯を作り、洗濯をし、1日の終わりには家族で食卓を囲み、ゲームをしたりして過ごしています（原告小野陳述書（甲D4号証）14頁）。

イ 共働きで子どももいてとても忙しい生活ですが、1・2ヶ月に一度くらいはふたりで食事や美術館にでかけて、2人だけの時間をとるようにしています。その時々、興味のある話題で盛り上がったり、美味しいものを食べたり、ふたりでリラックスした時間を過ごすことは、日々の活力になっています（同上）。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

3 小括

以上列挙した原告らの生活実態を見れば、他者と出会い、親密な関係を築き、やがて人生を共に生きることを選択し、家族としての生活を営んでいることが見て取れる。かかる原告らの生活実態は、異性愛者のカップルのそれと全くこととなることはない。にもかかわらず、原告らは、同性愛者であるという自身の性的指向一点のみをもって法律婚から排除されているのである。

第3 原告らを含めた同性愛者に向けられる差別・偏見

1 同性愛者に法律婚が認められないことの社会的影響

(1) 同性愛者の存在が社会的に「ないもの」として扱われること

同性愛者カップルに法律婚が認められないことは、すなわちその関係が法的な保障を受けず、社会に公示されることがない、「存在しない」ものとして扱われることを意味する。

2020（令和2）年9月14日から10月7日にかけて、5年に1度の国勢調査が実施された。同調査は、子育て支援施策、高齢者福祉対策、防災計画の策定、都市交通計画の策定など様々な行政上の施策の決定に利用されるものであり、そのために世帯の構成（単独世帯、夫婦のみ世帯、夫婦と子どもから成る世帯等の比率）、未婚率、年齢別労働力率等を調査するものである。

ここで、同性カップルについてのその存在が反映されない構造になっていることが同性婚推進団体の調査により明らかとなった。すなわち、国勢調査では世帯主と同じ世帯に住む人との「続き柄」を答えるところ、異性カップルの世帯員を「配偶者」と答えた場合、内縁・事実婚の男女カップルであっても、「夫婦」と集計されることとなる。他方、同性の世帯員を「配偶者」と答えた場合、別の選択肢である「他の親族」として集計されることとなり、同性カップルは婚姻関係として数えられないのである。これについては性的

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

少数者の権利向上を目指す各種団体が共同で同性カップルを調査対象として集計・発表するよう要望書を出したが（甲A250号証。なお、本ネットニュース記事コメント欄にも悪意あるコメントが付せられている）、結局国から具体的な対応がなされることはなかった。

このように、本来国民の実態を調査すべき国勢調査においても同性カップルの存在はいかにその実態が内縁・婚姻関係と同一であっても認識されず、施策決定において彼らの存在は無視されることになる。

(2) 同性愛者に対する差別・偏見の助長

ア 法律が社会に向けて発するメッセージ

法律は社会の規律を構築するツールとしての側面を有するところ、当該法律が特定の属性の人々の権利を制限したり、他の属性の人々は享受しうる権利を与えないことは、その特定の属性の人々に対して公権力が排除のメッセージを送ることを意味する。

婚外子の相続差別を合憲とした最大決平成7年7月5日民集49巻7号1789頁においては、「非嫡出子の法定相続分をそれぞれ二分の一と定めていることは、非嫡出子を嫡出子に比べて劣るものとする観念が社会的に需要される余地をつくる重要な一原因となっている」との反対意見が付されている（中島敏次郎裁判官ほか4裁判官によるもの）。また、その後婚外子の相続差別を違憲と判断した最大決平成25年9月4日民集67巻6号1320頁は、嫡出子と非嫡出子との相続分に差異を設ける民法の規定の「存在自体がその出生時から嫡出でない子に対する差別意識を生じさせかねない」ことも考慮した上で、かかる区別には合理的根拠が存在しない旨判断している。

更に安西文雄教授は、法律や政府の行為には「物的側面」、すなわち特定の属性の人々に対して権利利益が与えられない、という側面のみならず、「表現的側面」、すなわちその特定の属性の人々には劣等であるというス

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

ティグマを押し付けることにより心理的な害悪を蒙らせる側面があると指摘する（甲A209号証）。

同性カップルに婚姻を認めない現行法は、同性愛者には、婚姻という形での人的結びつき、家族の繋がりを認める必要がないのだというメッセージを社会に発信するものであり、ひいては同性愛者は法的・社会的に認められないもの、異性同士の関係こそが正常であり、同性愛者は異常、その関係は異性間の関係に劣後するものという強烈な差別意識を生み出すことになる。

イ 本訴訟の提起を報道するインターネット・ニュースへのコメント

このような強烈な差別意識は、当事者が自身の権利獲得の為に声を上げることにより露呈されることがある。

本訴訟の提起を初めて発表したのは2019（平成31）年1月21日であったところ、同報道が掲載されたヤフーニュース上のコメント欄には下記のような差別的コメントが乱立した。

コメント数は500件以上に及ぶところ、「同性愛者はやっぱり病気だなあと、思う。そもそも親が居るから自分が生まれてくるのに、自分は子孫を残そうとは考えないのだからね」、「昔も衆道とか、同性愛はあったろうが、こんなこと無かったのに。めんどくさい時代になったね。」、「個人的には、大変気持ち悪いので何処かの島に隔離してほしい」、「結婚する必要があるのですかね？付き合ってるだけでよいのでは？自分の考え、趣味嗜好を社会に押し付けるのはいかがかと？思うけど、この件に限らず声を大にして叫べばなんでも通ると勘違いしてる人が多いですぬ」（原文ママ）、「生物学的に非常に気持ちが悪い。隣にいたら軽蔑するし、近寄らないでほしい。ひっそりと生きてください。キモい。」など、同性愛者に対する無理解、嫌悪・差別感情が露わになっている（甲A254号証）。

ウ 国会議員・区議会議員からの差別発言

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

同性愛者に対する差別感情は、一般市民よりも強い社会的影響力を持つ議員からも発信されている。

未だに記憶に新しいのは、与党である自由民主党所属の杉田水脈衆議院議員が、2018（平成30）年7月に発売された月刊誌への寄稿において「彼ら彼女らは子どもを作らない、つまり『生産性』がない。そこに税金を投入することが果たしていいのか」などと論述したことである（甲A208。同証拠には他にも政治家による差別発言がまとめられている）。

また、最近も、東京都足立区議会定例会において、自民党所属の白石正輝区議会議員の下記の発言が物議を醸した（甲A251号証）。

記

「性の多様化だとか、LGBTとか言われて、性の自由を尊重しようという地方自治体があちこちに生まれつつある。私は、人間の生き方ですから、本人の生き方に対して干渉しようとは思いません。干渉しようとは思いませんけれども、考えて下さい。日本人が全員L、日本人が男が全部G。次の世代生まれますか？次の世代を担う子どもたちが一人も生まれない。」

「BとTについては生まれつきのこともありますから、必ずしも言うべきではないかもしれません。でもL、レズとG、ゲイについてだけは、もしこれが足立区に完全に広がってしまったら、足立区民いなくなっちゃうのは100年とか200年とか先の話じゃない。私たちの子供が1人も生まれないということ。次の時代、30年から40年後にいなくなっちゃう。そのことを考えたときに性の多様性とか、性を尊重する、そのことはわかります。そのことはわかりますけれど、これを学校教育を取り上げたときには、普通の結婚をして、普通に子供を産んで、普通に子供を育てることが、いかに人間にとって大切なことなのか。また育てている間は大変ですよ。教育長、子供を産んで、子供を育てることは経済的社会的に大変かもしれないけれども本当に素晴らしいことなんだ。楽しいことなんだと、そ

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

のことを教育の場で子供たちにしっかりと教えないと。LだってGだって法律で守られているじゃないか、なんていうような話になったんでは、足立区は滅んでしまう。教育の中でその問題をどう取り上げていくのかについてご答弁をいただきたい。」

更に、その後も2020年9月15日、春日部市議会議員井上英治市議が、同市議会において、「埼玉県や春日部市はLGBTに関するいじめ相談が過去5年間でゼロ」、「春日部で差別は起きていないのに、そんな時に小学生にレズビアンだとかゲイだとか教える必要あるんですか。学校は分数とか漢字とかやるべきこといっぱいあるんじゃないですか。LGBTなんかやる必要は全くない。」、（パートナーシップ制度について）「公正証書を作って提出すれば問題は解決する。何もいまさら実害のない春日部でLGBT条例や条例のための規則や要綱を作る必要は全くない」などと発言している（甲A255号証）。

(3) これらの発信による差別感情の悪循環

このような一般市民のみならず公人である議員からも発せられる同性愛者に対する差別発言は、同性愛者の尊厳を傷つけることは言うまでも無い。そして、残念ながら我が国においては、公職に就くものがそのような発言をしたとしても、なお同地位に留まることが許されるのである。そのような中で、同性愛者は自身の性的指向・性自認が明らかになれば直接自身が好奇の目にさらされ、その存在を否定する言動に曝されることになることを恐れ、自身の性的指向・性自認を隠して生きていくことを強制される。

そのことによって、社会の中ではますますセクシュアル・マイノリティの存在が不可視化され、異質なものの、社会的に認められない誤ったもの、異性愛者よりも劣るもの、として差別的な空気が再生産されるという悪循環が生ずるのである。このことは、本訴訟の原告らのように、実際に権利の実現に向

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

けて声を上げた当事者に対して浴びせられた上記のようなコメントの存在からも見て取ることができる。

2 原告らが直面してきた差別・偏見

原告らも、そのような心ない声を浴びせられ、また、それを恐れて本当の自分を隠して生きてこざるを得なかった同性愛者である。

(1) 自身の性的指向を自覚することによる不安と戸惑い

ア 自身の性的指向・性自認をいつ自覚するのかは個人によって差異がある。

しかし、それを段々と自覚することにより、自身と周囲との間に壁を感じ「させられる」体験はどの当事者も直面するものである。

セクシュアル・マイノリティについての教育は日本ではまだ浸透しているとは言えず、同性愛者も自身の性的指向・性自認について自覚する前から、家庭や学校、社会（テレビ、インターネット等）を通じて、幼少期より男は男らしく、女は女らしく、そして恋愛・結婚は男女間のものであるという価値観を植え付けられる。

それによって、当事者が自身の性的指向・性自認に気づき始めたときには、「自分は普通ではないのではないか」、「自分はどこかおかしいのではないか」と、周りと異なる感覚を持つ自分自身に大きな不安と戸惑いを覚えるのである。

イ 原告小野は、初めて自身が女性を好きになったときについて、次のように述懐する。

「高校2年生の時、初めて女の子を好きになりました。人気者なボーイッシュな同級生で、私もファンのひとりにすぎないと思っていました。しかし、気がつけばいつも目で追いかけており、これは恋愛感情なのではないかと不安になりました。同時に何があってもこの気持ちを外に出すことはできないと、強く自分を戒める気持ちと罪悪感に襲われました。家族は全員敬虔なカトリックで、私自身も幼児洗礼を受けており、毎週日曜日に必

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

ず行っていた礼拝の中で「性は夫婦の間だけのもの」という教えを聞いていたので、これは神様に背く罪だと思いました。そこで、この気持ちはこのままなかったものとして、蓋をすることにしました。」（原告小野陳述書（甲D4号証）4頁）。

ウ また、原告よしもまた、「（中学1年からゲイであったが）世間でゲイというのは、「おかま」「ホモ」などと揶揄され、笑いの対象とされていました。テレビで笑われる「おかま」や「ホモ」と自分が同じであるということが誰かにばれてしまったら、偏見や差別が待ち構えていて親兄弟にも迷惑がかかるし、逆にその親兄弟から偏見や差別の目を向けられるのではないか、という恐怖がありました」（原告よし陳述書（甲F6号証）陳述書1頁）、「私も、幼少期から異性を好きな自分を演じ続けて、気づけば自分の感情さえも押し殺すような生き方をするようになっていました」（同1頁）と、自身の性的指向が周囲と異なることに気づき、それを隠さなければ否定的な目で見られてしまうとおそれ、自分を隠し続けたことを述べている。

(2) 周囲に対し自身が「普通であること」を示し続けなければならない苦痛
ア そのような周囲からの「普通であること」の圧力は、社会人を迎え、いわゆる「結婚適齢期」となると更に強いものとなる。

イ 原告大江は、自身の就職先で、周囲より交際相手の有無について聞かれたり、結婚を前提とした紹介を受けることに対する苦痛を次のように述べる。

「私は、高校卒業後、分析器メーカーに5年ほど勤務しましたが、年頃でもあったことから、「交際している人はいるのか。」等聞かれるようになり、同僚に交際を申し込まれたり、親族からお見合いに誘われたこともありました。周囲と話を合わせるため、当時交際していたパートナーを男性に置き換えて話をしたこともありましたが、話が進むにつれてつじつま

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

が合わなくなることから、話をしないようにし、人を寄せ付けない雰囲気をあえて醸し出したこともありました。そのような中で、私は、自分のセクシュアリティについて、社会と折り合いをつけて生きていくことは難しいと思うようになりました。」（原告大江陳述書(甲C3号証)3頁）。

ウ また、原告佐藤も同様に、「社会人になると、新宿2丁目を知り、出入りするようになりました。しかし、心の中ではいけないことだとの思いが拭えず、親兄弟や友人、会社の人間関係では、自分がゲイであるということは一切話すことはできませんでした。友人や会社の仲間と話すときには、当時つきあっていた「彼」を「彼女」に置き換えて、話をしていました。とても心苦しかったのを今でも覚えています。特に「どういう子がタイプ？」と聞かれるのがイヤで、差し障りのない女性の芸能人を選んで話していましたが、「その人のどこが好きなの？」と突っ込まれると、「優しいところ」等と言ってごまかすしかありませんでした」と、周囲に違和感を持たれないように必死にごまかしてきたことへの苦慮を吐露している（原告佐藤陳述書（甲F5号証）2～3頁）。

(3) 家族にすら自分のセクシュアリティを打ち明けることの出来ない苦しみ

ア マイノリティに対する差別はその属性が少数派であればいかなる程度・範囲においても存在する。この場合、いわゆる国籍差別や民族差別においては、家族という単位は同じ「マイノリティ」側に属し、互いに支え合って生きることが出来る。

しかし、同性愛者は、家族の中でもマイノリティに属することになる。自身のセクシュアリティを家族へ打ち明けた場合にこれを認めてもらえないのではないか、家族としての関係を否定されるのではないかとといった不安を抱き、常に自身のセクシュアリティを知られないように自己を隠して生きなければならないという苦しみを抱える当事者は多数存在する。

イ たとえば、原告ただしは、自身の性的指向を自認した後に一番恐れている

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

たこととして、「幼少期を通して一番恐れていたことは、自分の性的指向が両親に知られることでした。父は保守的であり武闘家で、柔道と空手と剣道と合気道をそれぞれ何段も持っているような人でしたし、僕を男らしく育てたいと思っていたようで、私は興味もなかったのに空手を習わされました。母は無条件に僕を愛してくれていましたが、自分の性的指向をもしても父や母が知ったら、もう僕を好きになってはくれないだろうと信じていました。ですから、自分の性的指向は、死ぬまで絶対に人に知られてはいけないと、幼心に固く心に誓って生きてきました。」と述べている（原告ただし陳述書（甲E2号証）3頁）。

(4) 打ち明けた相手から拒絶されることの絶望感

ア 上記のように、自身のセクシュアリティを隠して生きてきた当事者の中には、勇気を出してそれを家族・親族・職場にカミングアウトし、理解を求める例も少なからず存在する。しかし、その場合にそれをすべて受け入れられる例はそれほど多くはない。このように勇気を振り絞った告白を受け入れられなかった際の当事者の絶望感は深く、やはり自身が社会にありのままで受け入れられることはないのだと、更に自分自身を閉じて生きていくことを強いられるのである。

イ 原告ただしは、自身の母親にカミングアウトした際のことについて、次のように話している。「私が50歳になり、この訴訟の原告になるにあたって、はじめて母に、「自分は男性が好きなんだ」と自分の性的指向を打ち明けた時に、母は、「私は前からわかっていたけど、あなたは学生の頃、女の人と付き合っていたじゃない・・・もう、あなたは本当に女の人を好きになることはないの？」と言いました。母の瞳には落胆の色が見え、自分を責めているようにも感じました。私がある時に、何よりもつらく悲しかったことは、母が私のことを、「かわいそうな子」「他の子より劣っている子」と思っているように感じたことでした。でも、私がある時によ

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

やく気づいたことは、長い間ゲイであることを蔑んだり恥ずかしいと思っていたのは、母ではなく自分自身であったのだということでした。私は50年もの間、自分がゲイであることに抗い、拒み続けてきました。自分で自分がゲイであるということを、本当の意味で心のどこかで受け入れることができていなかったのだと思います。」（原告ただし陳述書（甲E2号証）10頁）。

ウ 原告大江も、家族親族に自身の性的指向について打ち明けた際のエピソードを次のように述べる。

「私の状況について、十数年前の大晦日に親戚が集まり、家族会議がなされたこともあります。私は、同性愛者であることやパートナーの存在に誇りと自信を持っていて、批判されようものならば自分の方から縁を切る覚悟で挑みましたが、「私は何も悪くない」と念仏のように唱えながら、泣きながらの説明になってしまい、そのまま泣きながら帰宅しました。私は、何も悪いことをしていないのに、なぜ私が大切にしている人生を否定されなければならないのかと、悔しい気持ちでいっぱいでした。家族会議の間、父は手を握りしめながら、下を向いて顔を真っ赤にしていました。（原告大江陳述書(甲C3号証)9頁）

エ また、職場へのカミングアウトにより直接差別的な言動に曝された当事者も多く存在する。原告佐藤は、会社の全体朝礼で自身がゲイであるということを話した際の周囲の反応について、次のように述べる。「しかし、現実の社会は甘くありませんでした。私はマネージャーという職位にありましたが、そのときの直属の部下は「あれはマネージャーのマスターベーションだ」と私を非難して口もきかなくなったり、ある女性社員は飲み会の席で「私の上司がゲイだなんて」と言って、同僚女性に話しながら泣き崩れていました。その後も僕の目の前でひそひそ話をしている等の否定的な反応がほとんどで、私はだんだん自分がゲイであることは、やはりいけ

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

ないのだと感じ・・・ました。周囲の目も気になるようになり、全体朝礼で話したことを後悔するようになったのです。会社に居づらくなり、このまま会社にいると自分がダメになってしまうという思いも大きくなったので結局、1996年7月頃、会社を辞めることにしました。」（原告佐藤陳述書（甲F5号証）3頁）。

(5) パートナーとも将来を描けないことへの絶望

ア 自身の性的指向及び自身の選んだパートナーの存在を周囲から認められないという経験は、パートナー同士の関係にも深い影を落とす。すなわち、周囲から祝福されない、認められない関係であればそれを続ける意味がないと絶望し、継続的な関係を築くことが困難になるのである。

そのことによって、当事者は将来に対する希望を抱けず、たった1人で生きていかなければならないのだという将来への悲観を抱え続けるのである。

イ 原告小川の陳述書では、次のような経験が述べられる。（原告小川陳述書(甲C4号証)2から3頁）。

「高校3年生の時に、その女子生徒への気持ちを押しとどめておけない気持ちになり、恋愛感情をあることを伝えました。拒絶されることを想像すると怖く、でも、「この気持ちを何とか伝えたい、できればわかってもらいたい」と、悩み、葛藤しましたが、日ごとに膨らんでいく気持ちを自分の心に留めておくことが苦しくなってしまったのです。

運良く相手はすんなり受け入れてくれて交際することができました。嬉しくて、天にも昇るような気持ちでした。ですが、結局、お互い別の大学に進学して環境が変わる中で、別れて友達という関係に戻るようになってしまいました。別れの際に、その彼女から「あなたが男だったら良かったのに。結婚もできるし、このまま付き合っていたのに・・・」と言われました。私は、「やはり女性どうしの交際は『不自然な付き合い』

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

になるのだと」と、自分の存在を真っ向から否定されたように感じました。「自分のありようがまずかったのか」「女性として女性を好きになってしまっているのだろうか」とショックを受け、自分自身のセクシュアリティを受け入れることができませんでした。「女性として女性を好きになるのが不自然なことなのだとしたら、自分は男性になりたいのだろうか」と初めて性自認さえ揺らいだりして、頭が混乱し、自分の性のあり方が不安でたまらなくなりました。このことが自分の心の中のつまづきになってしまったように思います。」

ウ 原告西川も、初めて交際した相手とのエピソードとして、「彼女には、ことあるごとに「子どもが欲しいから、あなたとはずっとはいられない」「あなたと付き合い続けたとしても将来がないと考えると、とても疲れる」「あなたが男だったらよかったのに」などと中学生であるにも拘わらず、結婚や子供などの将来に関する不安をいわれ続けました。私も一緒に負の気持ちに吞まれてしまって、お互いに傷つけ合うばかりでした。そのことに耐えきれず、疲れ切って1年ほどで別れてしまいました。」を挙げる（原告西川陳述書（甲D3号証）4頁）。

エ このように、同性愛者は、せつかく互いに好意を寄せ、共に生きていこうともがいても、周囲から自身らの関係性を認めてもらえないのではないかと、奇異の目で見られるのではないかとというおそれを抱き、自らパートナーとしての関係を壊し、更に孤立してしまうのである。

(6) 周囲から拒絶されることによる自己否定

ア このような、社会に自身が受け入れられない、本来の自身を打ち明けることができないという空気に曝され続けることで、自身のセクシュアリティを否定し、そのような（性的指向を抱く）ことは誤りである、否定されるべきことであるというように、敢えて自己否定することによって自身を守ろうとする当事者も多く存在する。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

イ 原告かつについては、次のようなエピソードが述べられている。「（付き合い始めた異性と3ヶ月程度で別れてしまったことで）専門学校内で、私がゲイではないかという噂が立ってしまい、私はまずいかなと思いました。当時、男性の同性愛者は「ホモ」と言われ、男なのに男らしくない、女っぽくて気持ち悪い存在というような否定的なニュアンスで扱われていました。私の周囲の雰囲気も、はっきりと同性愛者を否定するというわけではないのですが、とても肯定的とまでは言えませんでした。言葉には出されなくても暗に同性愛者は否定されていました。私も当時は同性愛者についてそういう「ホモ」という否定的なイメージを持っていたので、自分が「ホモ」と思われたくない、「ホモ」でありたくないという心境にありました。」と述べる（原告かつ陳述書（甲E3号証）4頁）。

ウ 原告ただしも、自身の陳述書において、「（昔の恋人）はとても保守的で、家族や世間の目をととても気にする人でした。Hはホモフォビア（ホモであることに嫌悪感を抱くこと）が強く、自分の性的指向をなかなか受け入れられず、私や周りに対してもそれを強要するようなどころがありました。Hは、私がゲイパレードに行くことも嫌がりましたし、周りのHのストレートの友人たちに私を紹介する時も、異常に気を遣っているのがわかりました。Hは、自分がゲイであるということを周囲に悟られることを極端に恐れていました。」と述懐する（原告ただし陳述書（甲E2号証）6頁）。

(6) 生きていくことへ希望を持たない苦しみ

このような生き辛さを抱える当事者は、自身の将来に希望を見いだせず、死んだら楽になるのではないかと、生きている意味が見いだせないという絶望感に苛まれることがある。

すなわち、国内の複数の統計調査により、同性愛者は、自殺念慮や自殺未遂を経験した割合が高いことが報告されている（甲A45号証・古本晴英他

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

「弁護士・弁護士会による自殺対策の展望」自由と正義（2013年10月号）44頁）。2012年に続き、2017年7月の政府の「自殺総合対策大綱」（甲A46号証・自殺総合対策大綱2012の8頁、甲A47号証・自殺総合対策大綱2017の15頁）においても、同性愛者の自殺念慮の割合の高さについて言及されている。

原告小川も、自身の陳述書において、「こうした苦しさから段々と恐怖と焦燥感にかられるようになり、自分の将来像も描けませんでした。「いっそのこと早く死ねたらよい」「早く白髪のおばあさんになったら楽なのに」とすら考えました。自分以外のレズビアンが存在を知らないために、自分一人だけが悩んでいるように感じられ、疎外感や孤独感に苛まれていました。」（原告小川陳述書（甲C4号証）4頁）と述べる。

(7) 周囲の無理解

同性同士で家族として生活することは、周囲から好奇の目を向けられ、平穩に暮らしていくことに対する不安を呼び起こす。原告小野は、自身の実子と原告西川の実子とが小学校で同じクラスになった際に、周囲から好奇の目に曝されなんとも言えない居心地の悪さや不安を覚えたことを次のように話している。

「私が保護者会に参加したときに、同級生の親御さんから「一緒に住んでいるんですって？」と興味津々で尋ねられ、初めてそのような噂があることを知り、驚くと共に、子どもに確認をしたところ、子どもたちもそのような噂があるということを認めました。特に次男は、たびたび家族について興味本位で聞いてくる同級生がいて、辛い思いをしたそうです。子どもには罪はないと思いますが、社会や家庭において、異性愛が当然という考えが根強いことを強く感じ、このままこの町で暮らしていけるのかと不安になりました。」（原告小野陳述書（甲D4号証）17頁）。

また、当事者として世間に理解を広めるべく活動をするにおいても、周囲

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

からの心ない言動に曝されることは少なくない。原告小川の陳述書にも、
「（当事者として声を上げる活動を始めた時）妙な嫌がらせの電話や手紙が来たこともありました」（原告小川陳述書(甲C4号証(14頁))、「昔は、学校に講演に行くと、まるで見世物のように「今日、授業にレズが来る」と言われたことや、学生からの質問で「どんなセックスするのか」「あなたみたいな人たちは、絶対に教職に就かないでほしい」と言われたこともありました。」（原告小川陳述書(甲C4号証)14から15頁）

というような言葉が浴びせられたエピソードが出てくる。

3 原告ら同性愛者への差別感情・スティグマの存在が同人らの尊厳を深く傷つけていること

(1) 現行規定が原告ら同性愛者の尊厳を傷つけ憲法24条1項、同2項、憲法14条1項に反すること

上記に述べたように、同性カップルの婚姻を認めない現行制度の存在は、同性愛者の存在をないものとし、社会的承認を与えないことで、彼らの存在が承認するに値しない、異常で劣ったものだという差別意識を生み出し、それによって原告を含めた当事者らは長年にわたり自分を偽って生きざるを得ない苦しみを味わってきた。

繰り返し述べるが、望む相手と親密な関係を築き、それが婚姻という制度により社会的に公示・認知されることは人の人格の核心に関わる重要な事柄であり、「個人の尊厳」（憲法13条）に立脚するものである。最高裁判例においても、「婚姻の本質は、永続的な精神的及び肉体的結合を目的として…共同生活を営むこと」と判示されているとおり（最大判昭和62年9月2日民集41巻6号1423頁）、いつ、誰と婚姻するかを選択することは、その人らしい人生を送る上で根幹とも言えるべき重要な事柄である。

同性愛者は、人を愛し、その人と共に生きていくという、人間として極めて根源的な欲求及び行動の点で、社会から受け入れられない、否定されるべ

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

き劣った存在として取り扱われ続ける。そのような社会の仕組み・空気を生み出している現行規定は、原告らの「個人の尊厳」（憲法13条）を明確にかつ深刻に侵害し、上記のとおり憲法24条1項、同2項、憲法14条1項に反する。

(2) 被告の主張に対する反論

この点原告は従前より、特に憲法14条1項との関係において、婚姻がカップルに対して法的な家族であるという社会的承認を与える効果をもつこと及びどのような相手と性愛に基づく親密な関係を築くかはその人の人格の本質と切っても切れない事柄であることを確認した上で、同性間の婚姻が認められていない現状は、同性カップルに「社会が承認しない関係性」というスティグマを与えるものであり、同性愛者等が抱える生きづらさを生む大きな要因になっていることを指摘した「(原告第3準備書面第2の6(4))」。

これに対し被告は、「現在においても、異性カップルか同性カップルかを問わず、婚姻によらずに1人の相手を人生のパートナーとして継続的な関係を結ぶことは可能である」旨反論する(被告第3準備書面第3の3(2)イ(ウ))。

しかし、本件においては、婚姻という制度を利用するかどうかの選択肢が与えられている異性カップルとは異なり、同性カップルには始めから婚姻という制度を通じて自身らの関係を法的にも認められる術を奪われていることを問題としている。

婚姻という、パートナー間の関係が法的に承認されたものであることを保障する制度から同性カップルが排除されることは、これまで述べてきたように、彼らの存在が法的・社会的に認められないもの、排除されるべきもの、異性のそれより劣るものというレッテルを貼ることに他ならず、そのような取り扱いが同性愛者の尊厳を著しく傷つけるものであることは疑いようがない。

4 同性婚の法制化が社会に与えるメッセージ

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

(1) 同性婚の法制化が意味するもの

上記のような原告らを含めた同性愛者に対する差別・偏見、そして当事者がそれにより曝される自己否定感情、絶望感に歯止めをかける不可欠の手段は、同性カップルにも法律婚を認めることにより、当事者に配偶者としての法的権利を与え、法的・社会的にも同性カップルが承認されるべき存在であることを示すことである。

近年、日本社会においても、同性愛者等であることを理由とする権利利益の制約や差別は許されないという認識が浸透しつつある。

我が国の地方公共団体においては2015（平成27）年11月に東京都渋谷区が初めて同性カップルに対するパートナーシップ制度を導入したのを皮切りに、全国各地の地方公共団体がこれに続き、2020（令和2）年10月現在では、60以上の地方公共団体がパートナーシップ制度を導入するに至った（甲A67から93号証、同119から131号証、同266から301号証）。

また、日本経済団体連合会が2017（平成29）年に実施した調査では、42.1%の企業が同性愛者に関して結婚祝い金や休暇制度の利用を同性カップルにも認めるよう就業規則を整備するなど何らかの取組を実施し、34.3%の企業がこれを検討中であるとの結果が公表された。また、同団体は同年5月16日に「ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて：という提言を公表し、傘下企業に同性愛者等を含む性的少数者の理解促進や差別禁止の必要性を呼びかけている（甲A94号証）。

2017年5月に朝日新聞社が実施した世論調査においても、同性婚を法律で認めるべきとの回答が49%、認めるべきではないが39%と、賛成派が反対派を上回るなど（甲A109号証）、同性愛者の存在は支援団体等の活動により徐々に世間に広まりつつある。

他方で上記に指摘したように、こともあろうか政治家からも同性愛者に対

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

する差別発言がやむことなく続く現状は続いている。先に引用した原告らを含めた当事者の陳述書の中からも、自身が同性愛者であると周りにわかってしまったら孤立してしまうのではないかという不安を抱え、将来に展望を見いだせず、自死も考えてしまう程の苦悩を抱えていることが多くの当事者の中で共通の認識であることがみてとれる。

2015年4月には、一橋大学法科大学院の男子学生が同級生から同性愛者であることをLINEグループ上でアウティングされ、それを理由に投身自殺したという事態も起きた(甲A253号証)。

このように、未だに同性愛者に対する差別感情が蔓延する社会に対し、立法府が同性カップルの為の立法的措置を行い、当事者の存在を法的にも認めるというメッセージを発することは必要不可欠であり、「個人の尊厳」（憲法13条）をうたう憲法理念にも適合するものである。

(2) 人権救済の最後の砦としての裁判所の役割の重要性

同性婚の法制化により同性愛者の存在を法的にも認めることは、社会に対し同性愛者への差別感情や誤っているものだというメッセージを発し、社会一般の意識を変革する強力な契機となることは間違いない。

しかし、訴状及び原告第3準備書面でも述べたとおり、同性愛者は我が国の人口割合的に圧倒的な少数者である。そして原告らを含めた同性愛者は現時点で既に同性カップルに婚姻を認めない現行法の存在により数々の不利益（婚姻していれば認められるはずの種々の法的権利が得られない、自身のパートナーの存在を公的に証明できない等）を蒙っており、また、同法律により突きつけられるスティグマ（自身が社会的に承認されない存在）により精神的苦痛に苛まれているのであり、原告らの「個人の尊厳」（憲法13条）が侵害され、ひいては同条に導かれる婚姻の自由（憲法24条1項、2項）の侵害状態及び不合理な差別状態（憲法14条1項）を生み出していることも本書面において縷々述べたとおりである。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

このような少数者への人権侵害を民主政の過程で解決することは、非常に困難である。だからこそ、裁判所が違憲判断を下して少数者の人権保護をはかり、立法府に対し法制化を促すことは、まさに少数者の人権の最後の砦として裁判所に期待されるべき役割である。

以上